

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第 1 面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年6月27日	
東京都知事 殿	
提出者 住 所 東京都品川区八潮3-2-92 氏 名 東海旅客鉄道株式会社 東京仕業検査車両所 所長 江幡 克也 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 03-3790-5298	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東京仕業検査車両所
事業場の所在地	東京都品川区八潮3-2-92
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	鉄道業
②事業の規模	仕業検査 12029編成（192464両）
③従業員数	160名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥⇒脱水・固化⇒埋立（管理型）

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

産業廃棄物管理責任者⇒東京仕業検査車両所長

特別管理産業廃棄物管理責任者⇒総務科担当者

汚泥の廃棄依頼⇒総務科担当者

汚泥の成分分析⇒技術科設備担当者

汚泥の回収計画・保管管理⇒技術科設備担当者

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	－
	排出量	127.00 t	－ t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	－
	排出量	30.00 t	－ t
	（今後実施する予定の取組） 現在は広い範囲で発生する汚泥が基準値を超えてしまっている。 そこで特に濃度の高い場所のみを定期的に回収することで 基準値を超える範囲を限定し、特別管理産業廃棄物の発生量を抑える。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 汚泥については特別管理産業廃棄物保管場所を種類ごとに明記した保管場所を用意し、混同しないようにしている。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 上記同様

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	－
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	－
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	－
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	－
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（今後実施する予定の取組）		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	-
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	-
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	-
	全処理委託量	127.00 t	- t
	優良認定処理業者への処理委託量	127.00 t	- t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） 全数量を優良認定処理業者に依頼している。		

(第5面)

②計画	【目標】引き続き優良認定処理業者に依頼する		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	-
	全 処 理 委 託 量	30.00 t	- t
	優良認定処理業者 への処理委託量	30.00 t	- t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	- t	- t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き全数量を優良認定処理業者に依頼する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		- t
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物について令和5年度より電子マニフェストの使用を開始した。それに伴い今後発生する特別管理産業廃棄物についても電子マニフェストを導入する。		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。